

役員及び評議員の報酬及び費用の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人小池学園(以下「学園」という。)の寄附行為第39条の規定に基づき理事及び監事(以下「役員」という。)並びに評議員に係る職務の執行に対する報酬及び費用の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 この学園は役員及び評議員に対し、その職務の執行の対価として、報酬を支給する。

2 報酬の支給対象となる職務は、次のとおりとする。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による監査(定期又は臨時)
- (3) 行政機関による監査への立会い
- (4) 役員及び評議員の各種研修会への参加
- (5) その他理事長が必要と認めた職務

(報酬の額)

第3条 役員及び評議員に対する報酬は、前条第2項第1号～第5号に定める職務について、1日につき別表1に定める額を支給する。ただし、評議員を兼ねる理事は、理事の支給額とする。

(費用の支給)

第4条 役員及び評議員の第2条第2項に規定する職務の執行に伴う費用の支給は、次の定めるところによる。

- (1) 第2条第2項第1号～第3号の職務について、通勤に伴う交通費は支給しない。
- (2) 第2条第2項第4号及び第5号の職務について、その執行に伴い費用が発生する場合は、当該参加費並びに交通費及び宿泊費の実費(学園の出張旅費規程を準用)
- (3) 前号の他、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用で、学園において負担することが妥当と認められる費用

(費用の額)

第5条 費用の支給額については、別表2に定める額を支給する。

(報酬及び費用の支給方法)

第6条 前条までの報酬及び費用については、その職務の執行の都度支給するものとする。ただし、第4条第2号及び第3号に掲げる費用については、交通費請求書及びその他の費用の請求書或いは領収書の提出後速やかに支給するものとし、また前払いを要するものについては前もって支給するものとする。

- 2 報酬及び費用は、現金により本人に支給若しくは本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬及び費用は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(適用除外)

第7条 役員及び評議員のうち、この学園の職員である評議員(ただし、理事である者を除く。)には報酬の支給は行わない。また、費用については、この学園の職員である役員及び評議員には、学園の出張旅費規程により支給する。

(公表)

第8条 この学園は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(雑則)

第9条 第2条第2項第1号～第5号に定める職務について、この規程に定めのない事項については、この学園の寄附行為他諸規程及び法令等によるものとする。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議を経て、別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は平成31年2月21日から施行する。

この規程は令和2年4月1日から施行する。

別表 1

役 職	1 日当たりの支給額
理 事	10,000 円
監 事	10,000 円
評議員	5,000 円

別表 2

- (1) 交通費 電車およびバス等の実費(学園の出張旅費規程を準用)を支給する。
- (2) 日 当 国内出張の場合は、1 日につき 1,000 円を支給する。ただし、出張業務が半日(4 時間)以内の場合は 500 円とする。
海外出張の場合は、1 日につき 2,000 円を支給する。
- (3) 宿泊費 一泊 10,000 円を限度として実費を支給する。
① 宿泊費は必ず宿泊施設の正規の領収証を添付すること。
② やむを得ない理由で前項の基準宿泊費を超えた場合は、別途協議のうえ支給額を決定する。